

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 2件

厚 生 年 金 保 険 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000105 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000020 号

第1 結論

昭和 54 年 * 月から昭和 57 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 * 月から昭和 57 年 4 月まで

私が昭和 54 年 * 月に 20 歳になったとき、国民年金の加入手続はしていないが自宅へ国民年金手帳と納付書が送られてきた。しかし、当時は余裕がなかったため、請求期間の国民年金保険料は未納となっていた。昭和 60 年 3 月頃に妻と婚約したことをきっかけに、同年 5 月頃に、同居していた母親に請求期間の保険料を渡し、保管していた納付書で、母親が私の国民年金保険料を近くの郵便局で納付した。

請求期間の保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年 * 月に 20 歳になったとき、国民年金の加入手続はしていないが自宅へ国民年金手帳と納付書が送られてきた旨、また、昭和 60 年 5 月頃に、同居していた母親に保険料を渡し、保管していた納付書で、母親が請求者の国民年金保険料を近くの郵便局で納付した旨主張しているが、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 59 年 5 月 31 日に払い出されていることが確認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、A 市における国民年金手帳記号番号払出簿にて、請求者が 20 歳になる直前の昭和 54 年 * 月から同年 12 月までの期間に払い出された国民年金番号に係る請求者の氏名を目視により確認したが、請求者の氏名を確認することはできなかった。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 59 年 5 月頃に初めて行われたと考えられ、昭和 54 年 * 月に 20 歳になったとき、自宅へ国民年金手帳と納付書が送られてきたとする請求者の主張と符合しない上、請求者の母親が国民年金保険料を納付したとする昭和 60 年 5 月頃の時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、高齢のため、これらの事情を聴取することができない。

さらに、A市は、昭和54年当時においては、20歳になった方に対し、加入手続がされずに年金手帳及び納付書を発行することはない旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000111 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000021 号

第1 結論

昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 7 月まで

私は、請求期間の前に勤務していた会社を退職する際、上司から次の会社が決まるまで国民年金保険料を払った方が良いと言われて、請求期間の国民年金保険料を納付した。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の前に勤務していた会社を退職する際、上司から次の会社が決まるまで国民年金保険料を払っておいた方が良いと言われて、当該期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているものの、当該期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶はないとしている。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を銀行の窓口で、納付書によらず現金で何回か納付した記憶がある旨陳述しているが、納付した国民年金保険料の額、納付場所等について明確な記憶はなく、保険料の納付に関する具体的な状況が不明である。

さらに、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が国民年金に加入了記録はなく、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、請求者が請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 1900705 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第 2000047 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 9 月 1 日から昭和 61 年 2 月 24 日まで

請求期間にA社で技術営業職として勤務し、社会保険に加入していたため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における自身の名刺を提出し、同社において技術営業職として勤務していた旨主張しているものの、当該名刺では勤務期間の特定及び雇用実態の確認はできない上、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

また、A社は平成 15 年 1 月 31 日に廃止されており、同社廃止当時の日本における代表者(以下「代表者」という。)は、自身は名前だけの代表者であり、請求者について面識はなく、同社における資料は何もない旨回答しており、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる事業主(以下「事業主」という。)は、請求者の請求期間における勤務については不明と回答している。

さらに、オンライン記録により、A社において請求期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、住所の確認できた 27 人に文書照会を行ったところ、18 人から回答が得られたものの、請求者の請求期間における勤務実態について確認できない。

加えて、上述のとおり、代表者はA社に係る資料を保有しておらず、事業主は請求者の請求期間に係る保険料控除について不明と回答しており、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900706 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000048 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 6 月 4 日から平成元年 4 月 1 日まで

請求期間に A 社に勤務し、上場企業に派遣されていた。派遣先企業における業務の都合上、社会保険に加入していたため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社に勤務し、他の上場企業に派遣されていた旨主張し、自分のほかに同企業に派遣されていた者はいない旨陳述しているものの、請求者は当該派遣先企業名を記憶しておらず、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

また、請求期間当時の A 社の事業主は既に亡くなっている、平成 17 年 3 月 3 日に当該事業主を含む多くの被保険者が異動している B 社の事業主は、請求者の勤務について不明と回答している。

さらに、オンライン記録により、A 社において請求期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該被保険者期間が 1 年以上である者のうち、住所が確認できた 65 人に文書照会を行ったところ、34 人から回答が得られたものの、請求者の請求期間における勤務実態について確認できない。

加えて、A 社は平成 17 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている、B 社の担当者は、請求者に関する資料を保存していない旨陳述している上、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。